

■ 市長公室 ■

歴 代 市 長

代	氏 名	任 期	摘 要
初代	藤 阪 寅 次 郎	自 昭14. 8. 6 至 昭15.12.17	市制施行 昭14. 4. 29
2代	北 村 貞 次	自 昭16. 3.15 至 昭21. 8. 3	
3代	井 上 道 夫	自 昭21.10. 2 至 昭21.11.28	
4代	武 田 義 三	自 昭22. 4. 5 至 昭26. 4. 4	公選第1回
5代	武 田 義 三	自 昭26. 4.23 至 昭30. 4.30	
6代	武 田 義 三	自 昭30. 5. 1 至 昭34. 4.30	
7代	武 田 義 三	自 昭34. 5. 1 至 昭38. 4.30	
8代	武 田 義 三	自 昭38. 5. 1 至 昭42. 4.30	
9代	武 田 義 三	自 昭42. 5. 1 至 昭46. 4.30	
10代	武 田 義 三	自 昭46. 5. 1 至 昭50. 4.30	
11代	若 生 正	自 昭50. 5. 1 至 昭54. 4.30	
12代	若 生 正	自 昭54. 5. 1 至 昭58. 4.30	
13代	若 生 正	自 昭58. 5. 1 至 昭62. 4.30	
14代	若 生 正	自 昭62. 5. 1 至 平 3. 4.30	
15代	若 生 正	自 平 3. 5. 1 至 平 7. 4.30	
16代	倉 田 薫	自 平 7. 5. 1 至 平11. 4.30	
17代	倉 田 薫	自 平11. 5. 1 至 平15. 4.30	
18代	倉 田 薫	自 平15. 5. 1 至 平19. 4.30	
19代	倉 田 薫	自 平19. 5. 1 至 平23. 4.30	
20代	倉 田 薫	自 平23. 5. 1 至 平23.11. 9	
21代	小 南 修 身	自 平23.12.25 至 平27.12.24	
22代	倉 田 薫	自 平27.12.25 至 平31. 4.22	
23代	富 田 裕 樹	自 平31. 4.23 至 現 在	

広 報

1. 広報誌などの発行

- ・『広報いけだ』毎月1回（1日号）発行 52,000部
A4判冊子 40～48ページ、宅配による全世帯配布

2. 報道機関への広報

- ・記事および写真の提供や連絡、調整

3. 市ホームページなどからの情報発信

市ホームページやSNSの活用により、市内・市外を問わず全ての利用者に対して、池田市の情報を迅速・正確に提供している。

- ・市からのお知らせ、イベント情報や出来事などを随時更新
- ・緊急情報の発信
- ・広報誌（PDF・音声版）を毎月更新 など

広 聴 文 書

1. 各種相談と要望、苦情などの処理

- ・ 法律相談、司法書士相談、行政書士相談、行政相談、土地家屋調査士相談、不動産取引相談の実施
- ・ 声のポスト（投書箱）、メール、来庁等による各種要望などの処理、集計、懇談会の実施
- ・ 市民法律講座の実施

2. 情報公開・個人情報運用状況

情報公開運用状況

単位：件

年 度	請 求	開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取り下げ
28年度	142	57	44	4	36	0	1
29年度	91	33	34	3	21	0	0
30年度	68	29	24	2	11	0	2
元年度	110	41	54	3	12	0	0

個人情報運用状況

単位：件

年 度	請 求	開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取り下げ
28年度	74	62	8	0	4	0	0
29年度	68	59	4	0	5	0	0
30年度	79	73	5	0	1	0	0
元年度	58	53	5	0	0	0	0

防 災 ・ 安 全

(1) 防 災

1. 防災啓発

① 自主防災組織防災訓練

実施日	場 所	参加人数	自主防災組織名
令和元年 5 月 12 日	緑丘小学校	270	鉢塚自主防災隊 梅香園防災委員会 アルビス緑丘自主防災会
令和元年 5 月 26 日	五月丘小学校	110	アルビス・五月丘団地自治会 自主防災組織 五月丘 1 丁目自治会自主防 災・防犯隊 五月丘 5 丁目自主防災団
令和元年 6 月 9 日	石橋南小学校	50	石橋南自治会防災会
令和元年 6 月 20 日	秦野小学校	500	南畑公園自主防災会等
令和元年 6 月 30 日	保健福祉総合センター	40	ザ・ライオンズ池田防災会
令和元年 9 月 1 日	コミュニティセンター	12	綾 1 自主防災会
令和元年 9 月 8 日	池田高校	50	呉羽会防災会
令和元年 9 月 29 日	空港会館	50	空港 1 丁目自主防災会
令和元年 10 月 13 日	ひかりこども園	400	神田自主防災会
令和元年 10 月 20 日	空港会館	50	空港地域自主防災会
令和元年 10 月 27 日	呉服小学校	300	宇保・八王寺自主防災隊 呉服南自主防災会 室町自主防災・防犯会 満寿美町自主防災会 姫室町防災会 桃園会防災会
令和元年 10 月 27 日	ザ・ライオンズ池田	80	ザ・ライオンズ池田防災会
令和元年 11 月 3 日	ほそごう学園	450	伏尾台防災・防犯委員会
令和元年 11 月 10 日	北豊島小学校	350	新豊島北自治会防災会 北豊島自主防犯防災会 北豊島中学校東地区自治会 荘園会防災会、第二荘園会、 天神 2 丁目天神会防災会
令和元年 11 月 17 日	池田小学校	100	建石町自主防災会 城南防災会、上 1 防災会 大和町防災会 ザ・ライオンズ池田防災会 栄本町地域防災会 槻木町防災会、上 2 防災会 綾羽防災会、新町防災会 城山自主防災会 菅原町防災会 綾羽 1 丁目地域防災会 西本町自主防災会
令和元年 11 月 24 日	北今在家広場	50	豊島自治会自主防災組織
令和元年 11 月 30 日	石橋中学校	400	石橋自主防災会等
令和元年 12 月 1 日	豊島野公園	90	天一自主防災会

※ 訓練内容 「通報訓練」「避難訓練」「水消火器による初期消火訓練」「非常食の炊き出し訓練」「煙体験訓練」「避難所開設、運営訓練」「避難行動要支援者対策訓練」等を実施し、市民の防災意識の高揚を図った。

② 池田市防災講座

防災意識の啓発により、自助、共助の意識を高め、災害時に命を守るべく、防災講座を令和元年11月7日～令和2年1月9日の間に開講した。受講者は延べ298名であった。

③ 出前防災講座

自主防災組織の設立や市の防災について周知するため、市の担当者が地域に出向き、出前防災講座を計11回実施した。受講者は合計365名であった。

(2) 安全・平和施策の推進について

「安全パトロール隊」による、学校園・保育所等56施設と主要な公園26カ所のパトロールを実施した。

また、市民安全実行委員会を中心に、安全・安心・防犯・青少年非行防止などの施策を実施した。

○ 市民安全街頭キャンペーン（12月8日、11日）（市民安全実行委員会）

○ 平和大行進（平和団体等）への支援・激励（メッセージ）を行った。

（7月7日、16日及び25日実施の3団体）

地域分権制度

1. 制度導入の経緯

池田市では、平成 18 年 4 月に「池田市みんなで作るまちの基本条例」を制定し、市民、市議会及び市の協働によるまちづくりを進めている。

そのような中で、平成 19 年 6 月に「自分たちのまちは自分たちで作る」を合言葉に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、市民が自主的・自立的にまちづくりを行うことで、地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていこうとする「地域分権制度」を全国に先駆けて導入した。

2. 制度の概要

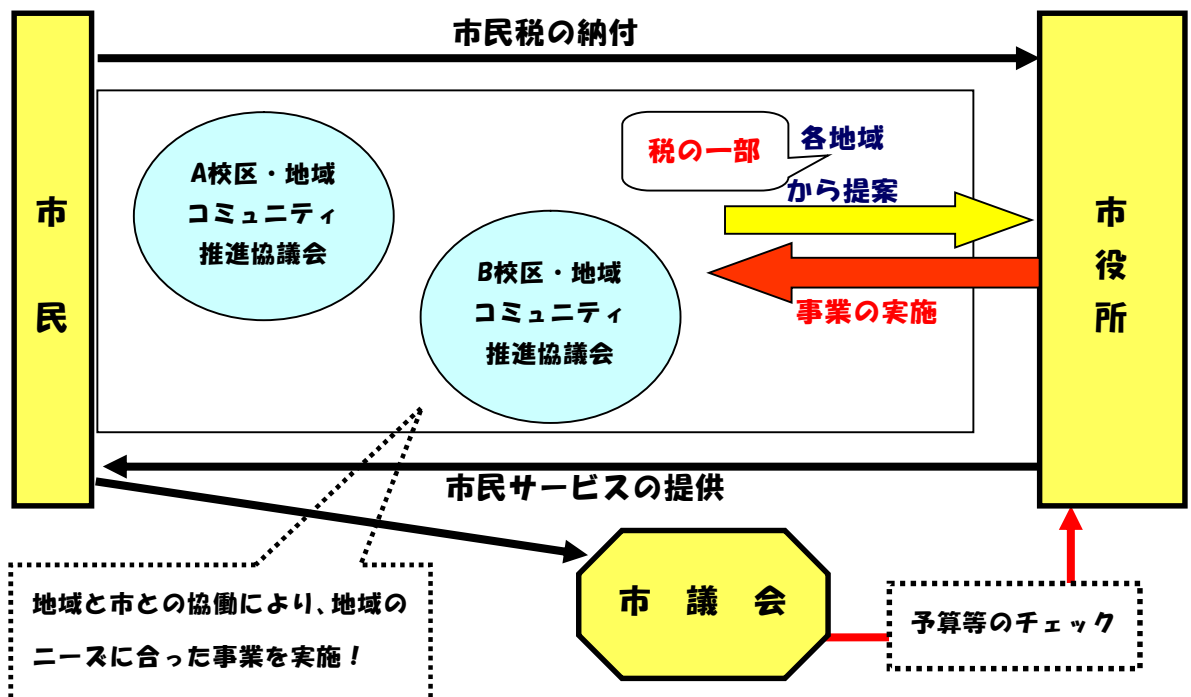
地域の共通課題を解決するため、小学校及び義務教育学校の通学区に設置された地域コミュニティ推進協議会に予算提案権を付与し、暮らしやすいまちづくりを実現する。

【協議会の権限】

- ・地域の課題やニーズに合った事業を市に（予算）提案
- ・市が現在行っている事業を市との協働により実施
- ・自主活動の実施

【予算提案額】

- ・予算提案権の限度額は、各地域ごとに人口・面積を考慮して上限（概ね 900 万円）を設定し、単年度ではなく中・長期的な事業実施もできるように、提案されなかった額を基金として積立てられるようにしている。



3. 協議会別提案額等（令和2年度提案額）

（千円）

協 議 会	人口(人)	提案枠	予算額	繰越額
池田地域コミュニティ推進協議会	14,283	11,878	9,518	2,360
秦野地域コミュニティ推進協議会	10,623	9,214	8,724	490
北豊島地域コミュニティ推進協議会	12,346	10,561	10,561	0
くれは地域コミュニティ推進協議会	11,924	17,421	11,831	5,590
石橋地域コミュニティ推進協議会	11,876	12,786	7,981	4,805
五月丘地域コミュニティ推進協議会	6,795	14,982	5,583	9,399
石橋南地域コミュニティ推進協議会	7,092	15,337	7,046	8,291
鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会	8,986	16,319	12,665	3,654
神田地域コミュニティ推進協議会	10,031	11,769	11,769	0
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(細河地区)	4,474	10,282	9,882	400
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)	5,177	14,376	9,936	4,440
合 計	103,607	144,925	105,496	39,429

※人口は平成31年4月1日現在。

※提案枠には、地域分権推進基金の41,425,000円を含む。

4. 主な提案事業（令和2年度）

事業種別	事業名	予算額(千円)	提案件数
安 全 ・ 安 心	道路安全対策事業	12,743	7
	地域自主防災体制強化事業	6,558	9
	防犯カメラ設置・運営事業	4,024	11
	小 計	33,106 (31.4%)	49
福 祉	高齢者等配食サービス補助事業	3,102	1
	子育て支援関連事業	3,429	11
	小 計	7,273 (6.9%)	17
環 境	花いっぱい整備事業	714	8
	地域美化事業	210	4
	小 計	2,176 (2.1%)	19
広 報	地域掲示板設置事業	3,646	6
	コミュニティ紙等発行事業	3,849	11
	小 計	8,835 (8.4%)	21
コミュニティ振興	協議会事務所設置事業	14,397	7
	地域行事・イベント事業	13,775	39
	小 計	33,816 (32.0%)	70
そ の 他	公園整備事業	369	3
	地域内会館改修事業	11,138	6
	小 計	20,290 (19.2%)	31
合 計		105,496 (100.0%)	207

コミュニティ活動

市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会の形成をはかるため、コミュニティ活動施設の運営や自治会、町内会をはじめとする地域組織との連絡調整などを通して、市民の自発的なコミュニティづくりに対する条件整備に努めている。

1. コミュニティセンター

市民や各種団体の交流並びに教養の向上、福祉の増進に役立てることを目的とする複合的な施設であるコミュニティセンター4館を設置し、地域の実情に即した運営に努めている。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成するコミュニティセンター管理運営委員会を指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称		所 在 地	開 設 年 月
コミュニティセンター		栄本町9番1号	昭和52年4月
伏尾台	伏尾台第1会館	伏尾台3丁目4番地の3	昭和56年12月
コミュニティセンター	伏尾台第2会館	伏尾台1丁目188番地	平成3年4月
細河コミュニティセンター		東山町617番地の1	平成11年4月

2. 共同利用施設

航空機騒音対策のための用途に加えて、地域のコミュニティ活動の拠点として、共同利用施設32館（令和2年度中に2館が閉館予定）を設置している。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成する各会館運営委員会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
神 田 会 館	神田3丁目5番16号	昭和44年4月
豊 島 南 会 館	豊島南1丁目8番5号	昭和46年4月
住 吉 会 館	住吉2丁目3番24号	昭和46年4月
秦 野 会 館	旭丘1丁目9番G-101号	昭和48年5月
呉 服 会 館	呉服町11番1号	昭和48年4月

豊島北会館	豊島北1丁目7番17号	昭和49年7月
池田会館	新町1番8号	昭和50年4月
早苗の森会館	神田4丁目7番2号	昭和50年4月
井口堂北会館	井口堂1丁目6番4号	昭和51年6月
神田北会館	神田1丁目28番27号	昭和52年4月
宇保会館	宇保町5番17号	昭和53年4月
城南会館	城南1丁目8番22号	昭和53年4月
空港会館	空港1丁目11番4号	昭和54年3月
鉢塚会館	鉢塚2丁目8番5号	昭和54年4月
五月丘会館	五月丘2丁目4番1号	昭和54年4月
脇塚会館	神田2丁目18番32号	昭和55年5月
桃園会館	桃園1丁目9番12号	昭和55年6月
上池田会館	上池田1丁目9番19号	昭和55年8月
旭丘会館	旭丘3丁目7番13号	昭和56年4月
渋谷会館	渋谷3丁目3番18号	昭和56年4月
南畑会館	畑1丁目7番4号	昭和57年3月
荘園会館	荘園1丁目7番13号	昭和57年3月
花園会館	旭丘1丁目1番10号	昭和57年5月
石橋北会館	石橋2丁目4番16号	昭和58年4月
宮之原会館	神田4丁目10番10号	昭和58年4月
石橋駅前会館	石橋1丁目23番6号	昭和58年6月
中之嶋会館	神田3丁目8番12号	昭和59年4月
河原島会館	神田3丁目5番21号	昭和59年4月
姫室・室町会館	姫室町3番1号	昭和60年4月
北神田会館	神田2丁目21番28号	昭和60年4月
池田駅前北会館	菅原町3番1号 ステーションN内	昭和60年5月
池田駅前南会館	呉服町1番1号 サンシティ池田内	昭和62年4月

3. 石橋会館

平成31年4月1日より市民の文化活動の場の提供による市民の知識及び教養の向上や市民活動及び市民相互の交流促進を目的に石橋会館が新築され、まちづくりのにぎわいの創出や、個性豊かで活力ある地域社会の実現に努めている。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、石橋南地域コミュニティ推進協議会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
石 橋 会 館	石橋4丁目6番2号	平成31年4月

公益活動の促進

1. 公益活動促進事業

各分野で活動する公益活動団体への情報提供や啓発及び公益活動団体のための人材養成講座などを池田市公益活動促進協議会（市民を中心に組織された公益活動団体）を中心に実施。民意を反映した市民主体の活動促進に努めている。

また、市と協働しようとする公益活動団体で審査基準を満たすものについては、同協議会の意見を聴いた上で、公益活動団体の登録（登録されると、市業務の受託や公益活動助成金の申請、共同利用施設の無料使用が可能）を行っている。

【令和元年度 5団体新規登録、合計80団体登録】

2. 公益活動促進センター管理事業

公益活動団体が活動しやすい環境を整えるため、活動の拠点となる池田市立公益活動促進センターは池田市公益活動促進協議会を指定管理者に指定し、公益活動を行う個人や団体間の情報交換・情報収集等が可能となるよう効果的な運営を実施している。

3. 公益活動促進基金事業

市民から、市又は指定団体（登録団体の中から市長が指定する中間支援団体で、現在は、社会福祉協議会及び公益活動促進協議会の2団体）に贈られた公益活動の促進のための寄附金と同額を、市が一般財源から拠出し積み上げるマッチングギフト方式の基金を運用している。

公益活動促進基金は、登録団体及び指定団体への活動助成の原資となっている。

【令和元年度末基金残額 3,979,329円】

4. 公益活動助成事業

市との協働の促進及び団体の自立と活動の活性化を図るため、登録団体及び指定団体が行う公益活動や公益活動を促進する活動に対して助成金の交付を行っている。

【令和元年度 17団体 821,000円交付】

5. 協働事業提案制度

市に登録している公益活動団体が、市が実施している（今後実施する）事業の中で、市と協働可能なものについて、提案することができ、活動の活性化に努めている。

【令和元年度 提案数0件】